

保険商品に関する留意点

【個人年金に関する留意点】

- ◆個別の商品については、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおりー約款」「特別勘定のしおり（変額個人年金保険のみ）」等を必ずお読みください。
- ◆個人年金保険は当行を募集代理店とする引受生命保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- ◆個人年金保険は預金ではなく、元本保証はありません。また預金保険の対象ではありません。
- ◆引受生命保険会社が破綻した場合は、「生命保険契約者保護機構」の保護措置の対象となりますが、ご契約の際にお約束した給付金額・年金額等が削減されることがあります。
- ◆商品種類、運用状況、経過年数等によっては、株価変動や為替変動リスク等により、年金額・解約返戻金等が払い込みいただいた保険料を下回る場合があります。
- ◆個人年金保険のお申込時には契約時費用がかかる場合があります。また、契約期間中には、保険契約関係費用や資産運用関係費等がかかる場合があります。また、中途換金時には、解約控除額などがかかる場合があります、解約返戻金が払込保険料を下回る可能性があります。各商品ごとに費用が異なるため、ここには表記できません。詳しくは、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」等でご確認ください。
- ◆ご提案させていただく保険商品を契約しないことが、当行におけるお客さまとのお取引に影響を与えることはありません。
- ◆ご契約中の個人年金保険を解約したり、一部解約した場合の払戻金は元本を下回る場合があります。
- ◆個人年金保険のお申込みに際しては必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。
- ◆借入金等を保険料に充当するお申込は受付できません。

【終身保険に関する留意点】

- ◆個別の商品については、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおりー約款」等にて内容をご確認ください。
- ◆終身保険は当行を募集代理店とする引受生命保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- ◆終身保険は預金ではなく、元本保証はありません。また預金保険の対象ではありません。
- ◆生命保険会社が破綻した場合は、「生命保険契約者保護機構」の保護措置の対象となりますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額が削減されることがあります。
- ◆商品種類、運用状況、経過年数等によっては、株価変動や為替変動リスク等により、年

金額・解約返戻金等が払込みいただいた保険料を下回る場合があります。

- ◆外貨建ての場合、外国為替相場の変動により、保険金などの受取時円換算額が、保険料や保険金などの契約時円換算額を下回る場合があります。
- ◆外貨建て終身保険の場合、円貨を外貨または外貨を円貨に交換する際には、為替手数料が別途かかります。
- ◆終身保険のお申込時には契約時費用がかかる場合があります。また、契約期間中には、保険関係費や資産運用関係費がかかる場合があります。また、中途換金時には、解約控除額などがかかる場合があります、解約返戻金が払込保険料を下回る可能性があります。各商品ごとに費用がことなるため、ここには表記できません。詳しくは、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」等でご確認ください。
- ◆ご提案させていただく保険商品を契約しないことが、当行におけるお客さまとのお取引に影響を与えることはありません。
- ◆終身保険は法令等の定めにより、お取扱させていただくことができるお客さまの範囲に制限が課せられ場合があります。
- ◆終身保険のお申込に際しては必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。
- ◆借入金等を保険料に充当するお申込は受付できません。

【医療保険、がん保険、学資保険に関する留意点】

- ◆個別の商品については、「商品パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等にて内容をご確認ください。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険は当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険は預金ではなく、元本保証はありません。したがって預金保険制度の対象ではありません。
- ◆生命保険契約者保護機構の保護措置または損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。ただし、保険契約を引受けている生命保険会社・損害保険会社が破綻した場合には、給付金額等が削減される場合があります。
- ◆給付金等のお支払いについて、告知していただいた健康状態などが事実と違っていただけの場合などは給付金等をお支払いできない場合がございます。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆保険料が未入金となった場合、一定の猶予期間がございますが、お払込みがないまま猶予期間が経過した場合、ご契約は効力を失います。詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆ご提案させていただく保険商品を契約しないことが、当行におけるお客さまとのお取引に影響を与えることはありません。
- ◆医療保険、がん保険、学資保険は法令等の定めにより、お取扱させていただくことがで

きるお客さまの範囲に制限が課せられ場合があります。

◆医療保険、がん保険、学資保険のお申込に際しては必ず、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

◆借入金等を保険料に充当するお申込は受付できません。